

1 健康増進法の改正

法改正前

努力義務

「多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

法改正後

施設の区分に応じ法的義務

【改正健康増進法の概要】

健康増進法の一部を改正する法律の公布（平成30年7月25日）

施設区分		改正法上の義務	施行日
第一種	学校・病院・児童福祉施設等、 行政機関の庁舎 等	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所の設置可)	令和元年 7月1日
第二種	上記以外の 多数の者が利用する施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室の設置可)	令和2年 4月1日
	既存小規模飲食店 ※	標識の掲示により喫煙可(経過措置)	

※次の要件を全て満たす場合

①2020年4月1日時点で営業、②資本金総額5000万円以下、③客席面積100㎡以下

2 新たな認証制度による 県受動喫煙防止対策の推進

現 行

埼玉県全面禁煙・空間分煙実施施設
認証制度（平成16年7月～）

・敷地内禁煙・屋内禁煙のほか、空間分煙も認証

見直し後

埼玉県受動喫煙防止対策
実施施設等認証制度（令和元年6月～）

・改正法上、第一種施設(学校・病院等)は対象外
・改正法上の義務を上回る対策を実施する施設を認証

施設区分	改正法上の義務	認証の要件
第二種施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	敷地内 又は 屋内 完全禁煙
既存 小規模 飲食店	標識掲示の上、喫煙可	

上回る
対策

【区域認証の追加】

受動喫煙防止対策を積極的に推進している区域を認証

〈区域認証の要件〉

- ①飲食店の2/3以上が屋内禁煙以上
- ②娯楽施設及び飲食店のうち9割以上が禁煙・喫煙の区分を表示
- ③区域内で分煙を徹底

3 知事部局の庁舎における 受動喫煙防止対策

現 行

県の庁舎等における受動喫煙防止対策
に関する指針（平成15年11月～）

・庁舎等は、原則として屋内禁煙

見直し後

知事部局の庁舎等に係る受動喫煙の防止
に関する指針（法施行に合わせて施行）

施設区分	改正法上の義務	県指針	施行日
第一種施設	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙 場所の設置可)	敷地内禁煙 (施設の運営上 やむを得ない場合、 特定屋外喫煙場所の 設置可)	令和元年 7月1日
第二種施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室の 設置可)	敷地内禁煙 (施設の運営上 やむを得ない場合、 喫煙専用室等の設置可)	令和2年 4月1日